

質問書に対する回答書

No. 1

令和8年2月9日

下記質問について、回答いたします。

| | | | |
|---------|-----------------------|--|--|
| 開札予定年月日 | 令和8年2月19日 | | |
| 購入件名 | 長崎県地方卸売市場長崎魚市場で使用する電力 | | |
| 需要場所 | 入札説明書のとおり | | |

質問①：提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。

また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。

回答①：提出する書類の日付は提出日で問題ありません。

入札書の日付の指定は、入札説明書の9.過去の質問回答の回答1のとおりです。

質問②：自家発補給電力の契約はありますか。

回答②：自家発補給電力の契約はありません。

質問③：契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定は

ございますでしょうか。

仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていた

だけますでしょうか。

回答③：現時点での増設工事等の予定はありません。契約単価の変更につきましては協議となります。

質問④：予備電力のご契約はございますでしょうか。

ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。

回答④：予備電力の契約はありません。

質問書に対する回答書

No. 2

質問⑤：弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。

また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。

回答⑤：振込手数料の負担については了承いたします。

支払期日は、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内となります。

質問⑥：請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。

回答⑥：施設使用者への請求事務の都合により、請求書は毎月15日必着でお願いします。

質問⑦：送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。

回答⑦：送電開始日は計量日と同日で1日です。

質問⑧：電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。

回答⑧：問題ありません。

質問⑨：電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。

質問書に対する回答書

No. 3

回答⑨：一施設毎に請求書通りの金額で支払います。

1枚の請求書に対し複数から支払うことはありません。

質問⑩：請求時の基本料金の算定方法について、弊社では

(基本料金単価×契約電力) + 力率割引・割増相当額

により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、

力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。

例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。

上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。

回答⑪：算出方法については、仕様書4(1)のとおりです。

質問⑫：自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。

落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もござい

ますのでご注意ください。

回答⑬：自動検針装置は全ての施設についています。

質問⑭：仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について

協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、

協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。

回答⑮：契約書の内容および契約書に記載がない事柄については、長崎県財務規則（昭和39年長

崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、また九州地区の旧一般電気事業者が

適用する標準供給条件に準ずるものとするほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定める

ことが可能です。

質問書に対する回答書

No. 4

質問⑬：入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。

また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。

回答⑬：割印、ホッチキス留めの指定はありません。

提出方法については、入札説明書5【注意事項】のとおりです。

質問⑭：入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。

- ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。
- ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。
- ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。
- ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。

回答⑭：入札金額の算出方法については、入札説明書5及び電気料金総額内訳書に記載の【記載に関する注意事項】のとおりです。

質問⑮：各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。

回答⑮：電気料金総額内訳書は施設ごとに作成を行ってください。

記載方法については、入札説明書5に記載のとおりです。

質問書に対する回答書

No. 5

質問⑯：各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。

回答⑯：仕様書に定める入札見積条件に基づき適切に積算されているのであれば問題ありません。ただし、その積算根拠が電気料金総額内訳書から明確に確認できるように作成していた
だく必要があります。

質問⑰：入札書とおよびその他提出書類について、Excel もしくは Word データで
いただることは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。

回答⑰：入札書と電気料金総額内訳書の様式については、Excel もしくは Word データをホーム
ページ上に掲載しています。

質問⑱：弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整
単価）を算出することは可能でしょうか。

回答⑱：仕様書4（1）及び（3）に基づいて算出してください。

質問⑲：弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約
満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。
ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定
諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたします
が、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。

回答⑲： 基本的には九州地区の旧一般電力事業者が新たに設けた算定諸元の適用となります。
また、契約単価の変更については協議となります。

質問書に対する回答書

No. 6

質問⑩：燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。

回答⑩：本案件では、仕様書4（1）及び（3）を適用する料金制度となります。

質問⑪：落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。

回答⑪：電気料金総額内訳書の内容確認に時間を要するため、開札日に落札者が決定しないことがあります。ただし、その場合であっても5開庁日以内（初日含み県の休日を含まない）に決定見込です。

質問⑫：入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。

回答⑫：了承します。

質問⑬：落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。

回答⑬：落札時の単価で一度契約してもらい、その後の契約単価の変動については、入札説明書9.過去の質問回答の回答3のとおりです。

質問書に対する回答書

No. 7

質問⑭：合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認

いただく対応となりますか。よろしいでしょうか。

回答⑭：合算請求書は必要ありませんので、施設ごとの請求書を発行してください。

質問⑮：計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応

は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確

定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょ

うか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。

回答⑮：問題ありません。

質問⑯：落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えて

あります。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめす

る必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますで

しょうか。

回答⑯：入札執行回数は1回を限度とします。

質問⑰：契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決

裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そ

ちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長につい

て協議いただくことは可能でしょうか。

回答⑰：入札説明書8（2）に記載のとおりです。

質問⑱：発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分か

れず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか。問題ございませんでしょ

質問書に対する回答書

No. 8

うか。

回答⑧：問題ありません。

質問⑨：燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月

1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたし

ますが、よろしいでしょうか。

回答⑩：仕様書4(1)及び(3)に基づいて算出してください。

質問⑪：市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。

回答⑫：認められません。本案件は固定単価での契約となります。

質問⑬：市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。

①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。

②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。

③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。

④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。※契約期間4月～3月で年度またいでなかつたら聞かなくていい

回答⑭：市場連動プランでの応札は認められません。

質問⑮：仕様書4.その他(7)について、弊社ではお客様マイページにて各施設毎にお客様番号、

使用電力量、電気料金をご確認いただけます。

別途エクセルデータやダウンロードデータの作成は行わず、マイページよりご確認の

質問書に対する回答書

No. 9

ご対応をいただけますでしょうか。

回答③②：仕様書4（7）の内容が確認できるのであれば、問題ありません。

質問③③：力率割引は含めて入札金額を算出するという認識でお間違いないでしょうか。

回答③③：間違いありません。

質問③④：入札額の算定時の力率について、全施設、力率100%で算定してよろしいでしょうか

か。（力率割引を考慮する）

施設ごとに力率は変わりますでしょうか。

回答③④：仕様書【別表3】のとおりです。

質問③⑤：開札日から供給開始日の期間が短いため、弊社が落札した場合に電力切替に伴う申込書

を10営業日以内にご提出いただく必要がございます。ご対応いただけますでしょうか。

回答③⑤：契約締結日から起算して10営業日以内に対応いたします。

質問③⑥：内訳書について、割引等ない場合、特殊割引の項目は「0」とする対応でよろしいで

しょうか。

回答③⑥：問題ありません。

| | | | |
|-----|-----|---------|---------|
| 機関名 | 水産部 | 担当課(室)名 | 水産加工流通課 |
|-----|-----|---------|---------|